

姫 監 公 表 第 3 号

令和 5年 3月 27日

姫路市監査委員	甲 良 佳 司
同	芝 野 稔
同	井 上 太 良
同	竹 尾 浩 司

令和4年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

- 1 政策局定期監査結果報告書
- 2 財政局定期監査結果報告書
- 3 市民局定期監査結果報告書
- 4 観光スポーツ局定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 5 会計課定期監査結果報告書
- 6 監査事務局定期監査結果報告書
- 7 健康福祉局定期監査並びに関係出資団体監査及び指定管理者監査結果報告書
- 8 建設局（前期）定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書

## 令和4年度 市民局定期監査（行政監査を含む。）結果報告書

### 1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

#### (1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

#### (2) 監査の対象

市民局

市民参画部 市民活動推進課（自治振興室、コミュニティ活動・拠点支援室を含む。）、男女共同参画推進課、市民総合相談室（市政情報センター、市民相談センター、消費生活センターを含む。）

出先機関 前之庄公民館、菅生公民館、置塩公民館、香寺公民館、香寺北公民館、安富公民館、古知公民館、上菅公民館、苅野公民館、市民活動・ボランティアサポートセンター、男女共同参画推進センター

人権推進部 人権総務課、人権啓発課

出先機関 津熊総合センター、見野総合センター、上鈴総合センター、福井総合センター、下構総合センター、西御着総合センター、長野総合センター、向山集会所、英賀宮町西集会所、広瀬ふれあい会館、野田集会所、三坂集会所、瀬川集会所、人権啓発センター

#### (3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク評価シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

#### (4) 監査の主な実施内容

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

#### (5) 監査の実施場所及び日程

監査事務局及び現地

令和4年9月7日から同年12月23日まで

### 2 監査の結果

監査の結果、次に指摘する事項を除き、おおむね良好に処理されているものと

認めた。

(1) 収入関係事務（香寺公民館）

公民館使用料の算定誤りによる誤徴収があった。

使用料算定に正確を期し、誤徴収分を精算するとともに誤徴収の再発防止に努められたい。

(2) 債権管理事務（人権総務課）

地域改善対策厚生資金貸付金関係書類を調査したところ、9月末現在における貸付金の収入状況は、次のとおりである。

地域改善対策厚生資金貸付金償還状況表  
(単位 円、%)

区	分	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
元 金	現年度分	-	-	-	-
	繰越分	8,036,134	224,268	7,811,866	2.8
	計	8,036,134	224,268	7,811,866	2.8
利 子	現年度分	-	-	-	-
	繰越分	370,652	8,078	362,574	2.2
	計	370,652	8,078	362,574	2.2

未収金については、早期徴収に努められたい。